

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認高知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年7月1日から同年11月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を36年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年11月26日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和39年6月17日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、B社における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和39年6月17日）及び資格取得日（昭和39年12月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を、39年6月から同年9月までは8,000円、同年10月及び同年11月は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月30日から37年1月まで  
② 昭和39年6月17日から同年12月1日まで

私は、A社に勤務していた申立期間①と、B社に継続勤務していた期間のうち、途中の期間である申立期間②が、それぞれ厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時の複数の同僚の供述から、申立人は、A社には申立期間①のうち、昭和36年1月以降に勤務を開始したことが推認できる上、申立人及び当時の同僚の供述から、申立人は、同社本社での勤務後に同社C支店に異動したことが推認できる。

また、前述の同僚からは、「申立人がA社C支店に赴任してきた時期は、申立人の前任者が辞めてから1か月ぐらい後であった。なお、申立人と前

任者の業務内容は同一であった。」、「申立人は、A社C支店が廃業するまで勤務していた。」旨の供述が得られたところ、オンライン記録によると、当該前任者のA社C支店での厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和36年5月15日とされていることが確認できる上、同社C支店は、同年11月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

さらに、A社C支店での勤務開始時期が同じであったとして申立人が氏名を記憶する同僚は、オンライン記録によると、昭和36年7月1日に同社C支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和36年7月1日から同年11月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の前任者に係るA社C支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社C支店は昭和36年11月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、保険料を納付したか否かを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、当該期間の被保険者名簿の健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る36年7月から同年10月までの期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、B社において昭和37年2月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、39年6月17日に資格を喪失後、同年12月1日に同社において再度資格を取得しており、同年6月から同年11月までの申立期間②の被保険者記録が無い。

しかし、当時の複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間②の前後の期間を通じて、B社に勤務形態等が変更されることなく、継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同様の業務に従事していたとされる複数の同僚は、オンライン記録を見ると、全員、申立期間②及びその前後の期間を通じて、B社で厚生年金保険に継続加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保

除料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、B社の被保険者原票における申立人の昭和39年5月の記録及び同僚の標準報酬月額改定記録から、39年6月から同年9月までは8,000円、同年10月及び同年11月は1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は平成3年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、保険料を納付したか否かを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所にこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年6月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 一方、申立期間①のうち、昭和32年3月30日から36年1月頃までの期間については、当時の同僚からも、申立人がA社に勤務していた旨の供述等が得られず、申立人の勤務実態等を確認することができない。

また、申立期間①のうち、昭和36年1月頃から同年7月1日までの期間については、前述のとおり、申立人はA社の本社に勤務していたことが推認できるものの、オンライン記録によると、同社（同社の前身事業所を含む。）は、当該期間及びそれ以外の期間において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人が同社の本社で一緒に勤務していたと氏名を記憶する複数の同僚も、オンライン記録によると、当該期間（当該同僚のA社C支店での厚生年金保険加入期間を除く。）において、厚生年金保険に加入した記録は確認できない。

さらに、申立期間①のうち、昭和36年11月26日から37年1月までの期間については、前述のとおり、A社C支店は36年11月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、オンライン記録によると、複数の同僚は、当該日に同社C支店で厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①のうち、昭和32年3月30日から36年7月1日までの期間及び同年11月26日から37年1月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和 32 年 3 月 30 日から 36 年 7 月 1 日までの期間及び同年 11 月 26 日から 37 年 1 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 1 日から 40 年 8 月 28 日まで

申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の氏名は旧姓で管理されていることから、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 40 年 9 月 \* 日に婚姻し、改姓しており、婚姻から約 14 か月後に申立期間に係る脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年 3 か月後の昭和 41 年 11 月 2 日に支給決定されている上、申立期間に係る事業所の健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後計 10 ページに記載されている女性のうち、脱退手当金の支給記録が有る者は申立人を含め 45 人確認できるが、申立人と同様に、厚生年金保険被保険者資格喪失日から脱退手当金の支給決定日までの期間が 1 年以上である 3 人のうち 2 人は自分で請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険

者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている上、申立期間に係る脱退手当金の支給金額は、法定支給額と 156 円相違しており、その理由が不明である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月1日から44年8月15日まで  
② 昭和46年10月1日から47年3月31日まで  
③ 平成2年7月17日から3年7月1日まで  
④ 平成5年2月27日から6年4月1日まで

私は、A社に勤務していた申立期間①と、B社に勤務していた期間のうち申立期間②と、C社に勤務していた期間のうち申立期間③及び④の標準報酬月額が、実際に支給されていた金額よりも低額であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社での給与支給額は3万円であったと主張しているところ、同社の被保険者原票を見ると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び標準報酬月額は、昭和44年2月26日付けで訂正処理されるまで、資格取得日は43年11月7日、標準報酬月額は3万円と記載されていたことが確認できる。

しかし、当該事実及びその理由について、A社及び当時の同僚からは供述が得られないところ、同社の被保険者原票を見ると、複数の同僚の厚生年金保険被保険者資格は、前述の訂正時期（昭和44年2月）に、昭和43年8月1日まで遡及して取得処理されていることが確認できることから、同社は、当該訂正時期において、何らかの事情により適正な届出手続等を行ったものと考えられ、申立人に係る訂正処理についても、適正化を目的に行われたものと考えても不自然ではない。

また、A社の被保険者原票により、申立人の健康保険の番号の前後の女



性被保険者（当時の事業主を除く。）15人の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、B社の被保険者原票を見ると、申立人の標準報酬月額は、昭和46年10月の定時決定により、3万3,000円から2万6,000円に減額されていることが確認できるところ、申立人は、同社勤務時に給与が減額されることは無かった旨を主張している。

しかし、B社が保管する、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届に記載された申立人の資格喪失時点での標準報酬月額（2万6,000円）は、同社の被保険者原票に記載された金額と一致していることが確認できる。

また、B社の被保険者原票を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない上、当時の同僚からも、申立期間当時における申立人の給与額についての供述は得られない。

- 3 申立期間③及び④について、申立人は、当該期間に勤務したC社では、自分自身が社会保険事務所（当時）へ各種届出業務を行っていたことから、申立期間③の標準報酬月額は11万円、申立期間④は16万円で間違いない旨を主張している。

しかし、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成3年7月及び6年4月に随時改定されており、当該随時改定における社会保険事務所への月額変更届は申立人自身が作成したものと推認できるところ、当該月額変更届には従前（申立期間③及び④）の標準報酬月額を記載する必要があることから、当該月額変更届作成時点において、申立人は、申立期間③及び④におけるオンライン記録上の標準報酬月額を認識していたものと考えることが自然である上、特に、申立期間④については、仮に申立人の主張どおりの標準報酬月額であった場合、随時改定の対象となる変動幅（2等級以上）ではない。

また、申立人が提出した資料（申立期間④当時、給与から控除されていた健康保険料及び厚生年金保険料額の合計額が記載された家計簿。）を見ると、事業主により給与から控除されていたとする厚生年金保険料額は、オンライン記録上の標準報酬月額から算定される保険料額とほぼ一致することが確認できる上、オンライン記録を見ても、申立期間③及び④における申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

- 4 このほか、申立期間①から④までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までについてそ

の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。